

# 司法試験・予備試験短答過去問題集

## 憲法①セレクション

### 第3章 法の下での平等まで

- ・ 解答ページの右上の問題番号（KE0000）に解説の YouTube 動画のリンクが貼っていますので活用ください。
- ・ 勉強部屋の [YouTube のチャンネル登録](#)のご協力をお願いします。
- ・ データの加工はあくまで個人利用の範囲でお願いします。



飯田さんの司法試験・予備試験の勉強部屋

[\(HPはこちらから\)](#)

「法の支配」の原理に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 「法の支配」は、「人による支配」を排斥し、権力を「法」で拘束することによって国民の権利・自由を保障することを目的とする原理である。

イ. 「法の支配」は、「法律による行政」の原理を意味するものであり、その法律自体の内容は問わない原理である。

ウ. 日本国憲法も、憲法の最高法規性、基本的人権の保障、特別裁判所の設置の禁止、そして裁判所による違憲立法審査権等からして、「法の支配」の原理に立脚しているといえる。

## H26-01 法の支配

KE0020 A

「法の支配」の原理に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

1 ア. 「法の支配」は、「人による支配」を排斥し、権力を「法」で拘束することによって国民の権利・自由を保障することを目的とする原理である。

2 イ. 「法の支配」は、「法律による行政」の原理を意味するものであり、その法律自体の内容は問われない原理である。

1 ウ. 日本国憲法も、憲法の最高法規性、基本的人権の保障、特別裁判所の設置の禁止、そして裁判所による違憲立憲審査権等からして、「法の支配」の原理に立脚しているといえる。

近代立憲主義に関する次のアからウの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 近代立憲主義とは、成文憲法に基づいて国家運営を行おうとする思想ないし実践を意味する。それは、イギリスにおける1215年のマグナカルタによって確立された。

イ. 1789年のフランス人権宣言は近代立憲主義の内容を簡潔に示している。それによれば、「憲法」というためには、「権力の分立」が定められていれば足りる。

ウ. 19世紀の「自由国家」と形容される時代には自由の保障が強調されていた。しかし、その自由の保障のために、違憲立法審査権を裁判所に認める国は例外的であった。

近代立憲主義に関する次のアからウの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

- ア. 近代立憲主義とは、成文憲法に基づいて国家運営を行おうとする思想ないし実践を意味する。それは、イギリスにおける1215年のマグナカルタによって確立された。
- イ. 1789年のフランス人権宣言は近代立憲主義の内容を簡潔に示している。それによれば、「憲法」というためには、「権力の分立」が定められていれば足りる。
- ウ. 19世紀の「自由国家」と形容される時代には自由の保障が強調されていた。しかし、その自由の保障のために、違憲立法審査権を裁判所に認める国は例外的であった。

憲法の意義に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 日本国憲法の前文は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つの基本原理を明らかにしており、憲法の一部をなすものであって、当該規定を根拠に裁判所に救済を求めることができるという意味で、最高裁判所の判例においても裁判規範性が認められている。

イ. 「憲法」が成文の憲法を指す場合に、「形式的意味の憲法」と呼ばれるが、この意味の憲法は、その内容において人権保障に関する規定が含まれているかどうかを問わない。

ウ. 国家であれば、権力の組織や構造が定まっていると考えられ、この意味では全ての国家は憲法を持つと言われるが、この場合の「憲法」は、「固有の意味の憲法」と呼ばれる。

エ. 1789年フランス人権宣言第16条において、権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は、全て憲法を持つものではない旨が示されているが、この場合の「憲法」は、「立憲的意味の憲法」あるいは「近代的意味の憲法」と呼ばれる。

憲法の意義に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

- 2 ア. 日本国憲法の前文は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つの基本原理を明らかにしており、憲法の一部をなすものであるとして、当該規定を根拠に裁判所に救済を求めることができるという意味で、最高裁判所の判例においても裁判規範性が認められている。
- 1 イ. 「憲法」が成文の憲法を指す場合に、「形式的意味の憲法」と呼ばれるが、この意味の憲法は、その内容において人権保障に関する規定が含まれているかどうかを問わない。
- 1 ウ. 国家であれば、権力の組織や構造が定まっていると考えられ、この意味では全ての国家は憲法を持つと言われるが、この場合の「憲法」は、「固有の意味の憲法」と呼ばれる。
- 1 エ. 1789年フランス人権宣言第16条において、権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は、全て憲法を持つものではない旨が示されているが、この場合の「憲法」は、「立憲的意味の憲法」あるいは「近代的意味の憲法」と呼ばれる。

憲法の概念に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア。「固有の意味の憲法」とは、国家の統治の在り方を定めた基本法としての近代前の憲法を指す。これに対して、「立憲的意味の憲法」とは、国家権力を制限して国民の権利を保障するという思想に基づく近代以降の憲法のことをいう。

イ。「形式的意味の憲法」とは、憲法という名称を与えられた成文の法典（憲法典）を指す。これに対して、「実質的意味の憲法」とは、その存在形式のいかんを問わず、内容的に憲法と観念されるもののことをいう。

ウ。「硬性憲法」とは、日本国憲法のように、憲法改正が困難な憲法を指す。これに対して、「軟性憲法」とは、ドイツ連邦共和国基本法のように、憲法改正が容易でこれまで繰り返し改正が成立してきた憲法のことをいう。

1. ア○ イ○ ウ○    2. ア○ イ○ ウ×    3. ア○ イ× ウ○  
4. ア○ イ× ウ×    5. ア× イ○ ウ○    6. ア× イ○ ウ×  
7. ア× イ× ウ○    8. ア× イ× ウ×



憲法の概念に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア。「固有の意味の憲法」とは、国家の統治の在り方を定めた基本法としての近代前の憲法を指す。これに対して、「立憲的意味の憲法」とは、国家権力を制限して国民の権利を保障するという思想に基づく近代以降の憲法のことをいう。

イ。「形式的意味の憲法」とは、憲法という名称を与えられた成文の法典（憲法典）を指す。これに対して、「実質的意味の憲法」とは、その存在形式のいかんを問わず、内容的に憲法と観念されるもののことをいう。

ウ。「硬性憲法」とは、日本国憲法のように、憲法改正が困難な憲法を指す。これに対して、「軟性憲法」とは、ドイツ連邦共和国基本法のように、憲法改正が容易でこれまで繰り返し改正が成立してきた憲法のことをいう。

1. ア○ イ○ ウ○    2. ア○ イ○ ウ×    3. ア○ イ× ウ○  
4. ア○ イ× ウ×    5. ア× イ○ ウ○    6. ア× イ○ ウ×  
7. ア× イ× ウ○    8. ア× イ× ウ×

憲法前文に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア．前文は、日本国憲法という法典名の後に置かれているばかりでなく、その内容が憲法制定の目的や憲法の基本原理を含んでいることから、その法的規範性が是認される。

イ．前文は、法律の場合と同じ手続で改正することができるが、前文に抵触する下位規範は、憲法第98条第1項からして、理論上排除されることになる。

ウ．前文第2段は、「平和のうちに生存する権利」を謳っており、最高裁判所はその裁判規範性を認めている。

## H25-12 憲法前文

KE0080 A

憲法前文に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

1 ア. 前文は、日本国憲法という法典名の後に置かれているばかりでなく、その内容が憲法制定の目的や憲法の基本原理を含んでいることから、その法的規範性が是認される。

2 イ. 前文は、法律の場合と同じ手続で改正することができるが、前文に抵触する下位規範は、憲法第98条第1項からして、理論上排除されることになる。

2 ウ. 前文第2段は、「平和のうちに生存する権利」を謳っており、最高裁判所はその裁判規範性を認めている。

憲法の最高法規性に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○を、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア．憲法が最高法規であることからすれば、立法その他の国家行為が憲法に反するか否かを判断する権限が司法府に与えられていなければならない。

イ．憲法は授権するのみで授権されることはないため、実定法秩序における法の段階構造を前提にすれば、憲法の最高規範性が導き出される。

ウ．憲法の最高法規性は憲法規範の内容が他の法規範とは質的に異なることから導かれるが、このような意味における最高法規性が一般に実質的最高法規性と呼ばれている。

1. ア○ イ○ ウ○    2. ア○ イ○ ウ×    3. ア○ イ× ウ○  
4. ア○ イ× ウ×    5. ア× イ○ ウ○    6. ア× イ○ ウ×  
7. ア× イ× ウ ○    8. ア× イ× ウ×

## H25-20K 最高法規性

KE0090 A

憲法の最高法規性に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○を、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

- × ア. 憲法が最高法規であることからすれば、立法その他の国家行為が憲法に反するか否かを判断する権限が司法府に与えられていなければならない。
- イ. 憲法は授権するのみで授権されることはないため、実定法秩序における法の段階構造を前提にすれば、憲法の最高規範性が導き出される。
- ウ. 憲法の最高法規性は憲法規範の内容が他の法規範とは質的に異なることから導かれるが、このような意味における最高法規性が一般に実質的最高法規性と呼ばれている。

1. ア○ イ○ ウ○    2. ア○ イ○ ウ×    3. ア○ イ× ウ○  
4. ア○ イ× ウ×    ⑤. ア× イ○ ウ○    6. ア× イ○ ウ×  
7. ア× イ× ウ○    8. ア× イ× ウ×

日本国憲法成立の法理に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 憲法改正無限界論を前提にして、日本国憲法は大日本帝国憲法の憲法改正として有効に成立したものであると主張する説がある。この説に対しては、社会が変転する場合には、法もその社会の変転に伴って変わるということが法の本質である、との批判がなされている。

イ. 日本のポツダム宣言受諾によって、天皇主権から国民主権への変更が生じ、日本国憲法はこの新たな主権者による新憲法制定であると主張する説がある。この説に対しては、ポツダム宣言は日本に直ちに国民主権の採用を要求したものではない、との批判がなされている。

ウ. 国家の自主性が失われていた占領下において成立した日本国憲法は無効である、と主張する説がある。この説に対しては、ポツダム宣言・降伏文書に従った占領軍の要求は国際法上違法ではなく、また国内での国民による自律的判断は存在したといえる、との批判がなされている。

日本国憲法成立の法理に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 憲法改正無限界論を前提にして、日本国憲法は大日本帝国憲法の憲法改正として有効に成立したものであると主張する説がある。この説に対しては、社会が変転する場合には、法もその社会の変転に伴って変わるということが法の本質である、との批判がなされている。

イ. 日本のポツダム宣言受諾によって、天皇主権から国民主権への変更が生じ、日本国憲法はこの新たな主権者による新憲法制定であると主張する説がある。この説に対しては、ポツダム宣言は日本に直ちに国民主権の採用を要求したものではない、との批判がなされている。

ウ. 国家の自主性が失われていた占領下において成立した日本国憲法は無効である、と主張する説がある。この説に対しては、ポツダム宣言・降伏文書に従った占領軍の要求は国際法上違法ではなく、また国内での国民による自律的判断は存在したといえる、との批判がなされている。

主権に関する次のアからエまでの各記述について、国政に関する最高の決定権という意味で主権の概念を用いたものの組合せを、後記1から6までの中から選びなさい。

ア. 「日本国ノ主権ハ本州，北海道，九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」  
（ポツダム宣言第8項）というときの「主権」

イ. 「日本国民は、（中略）ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」（憲法前文第1項）というときの「主権」

ウ. 「政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」（憲法前文第3項）というときの「主権」

エ. 「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」（憲法第1条）というときの「主権」

1. アとイ    2. アとウ    3. アとエ    4. イとウ    5. イとエ    6. ウとエ



主権に関する次のアからエまでの各記述について、国政に関する最高の決定権という意味で主権の概念を用いたものの組合せを、後記1から6までの中から選びなさい。

- ✕ ア. 「日本国ノ主権ハ本州，北海道，九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」(ポツダム宣言第8項) というときの「主権」
- イ. 「日本国民は、(中略)ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」(憲法前文第1項) というときの「主権」
- ウ. 「政治道德の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、
- ✕ 他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」(憲法前文第3項) というときの「主権」
- エ. 「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」(憲法第1条) というときの「主権」

1. アとイ   2. アとウ   3. アとエ   4. イとウ   5. イとエ   6. ウとエ

主権の意味	
最高決定権	主権が国民に存すること(前文第1項)、国民主権(1条)
統治権(国家権力そのもの)	「日本国ノ主権ハ本州～」(ポツダム宣言第8項)、国権(9条、41条)
最高 <sub>い</sub> 独立性	自国の主権を維持し(前文第3項)、主権国家

主権に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 国民主権の原理に基づき、国及び普通地方公共団体による統治の在り方については日本国の統治者としての国民が最終的な責任を負うべきものであることからすると、外国人が普通地方公共団体の公務員に就任することは、その者が公権力の行使に当たる行為を行うかどうかにかかわらず、本来我が国の法体系の想定するところではない。

イ. 裁判員制度は国民主権の理念に沿って司法の国民的基盤の強化を図るものであり、裁判員の職務等が司法権の行使に対する国民の参加という点で参政権と同様の権限を国民に付与するものであることからすると、裁判員の職務等を憲法第18条後段が禁ずる「苦役」に当たるということは、必ずしも適切ではない。

ウ. 天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であるが、この地位は主権の存する日本国民の総意に基づくものであるとともに、民事裁判権が国民に由来する司法権の一作用であることからすれば、天皇に裁判所の民事裁判権が及ばないものと解することはできない。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×

主権に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 国民主権の原理に基づき、国及び普通地方公共団体による統治の在り方については日本国の統治者としての国民が最終的な責任を負うべきものであることからすると、外国人が普通地方公共団体の公務員に就任することは、その者が公権力の行使に当たる行為を行うかどうかにかかわらず、本来我が国の法体系の想定するところではない。

イ. 裁判員制度は国民主権の理念に沿って司法の国民的基盤の強化を図るものであり、裁判員の職務等が司法権の行使に対する国民の参加という点で参政権と同様の権限を国民に付与するものであることからすると、裁判員の職務等を憲法第18条後段が禁ずる「苦役」に当たるということは、必ずしも適切ではない。

ウ. 天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であるが、この地位は主権の存する日本国民の総意に基づくものであるとともに、民事裁判権が国民に由来する司法権の一作用であることからすれば、天皇に裁判所の民事裁判権が及ばないものと解することはできない。

1. ア○ イ○ ウ○    2. ア○ イ○ ウ×    3. ア○ イ× ウ○  
4. ア○ イ× ウ×    5. ア× イ○ ウ○    6. ア× イ○ ウ×  
7. ア× イ× ウ○    8. ア× イ× ウ×

天皇が国会開会式に出席した上で述べる「おことば」の憲法上の位置付けに関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

- ア. 「おことば」を象徴としての地位に基づく公的行為であると捉える見解については、象徴としての地位が天皇の一身専属のものであることを前提にすると、天皇の権能を代行する摂政は「おことば」を述べるができないのではないかという問題点がある。
- イ. 「おことば」を国事行為である国会の召集（憲法第7条第2号）と密接に関連する行為として準国事行為と位置付ける見解については、「おことば」について内閣による「助言と承認」を通じたコントロールを及ぼす余地がなくなるという問題点がある。
- ウ. 「おことば」は国事行為である「儀式を行ふ」（憲法第7条第10号）に含まれるという見解については、上記「儀式を行ふ」を「儀式を主宰する」という意味に解すると、文理上無理があるという問題点がある。

1. ア○ イ○ ウ○    2. ア○ イ○ ウ×    3. ア○ イ× ウ○  
4. ア○ イ× ウ×    5. ア× イ○ ウ○    6. ア× イ○ ウ×  
7. ア× イ× ウ○    8. ア× イ× ウ×

## 「天皇のおことば」について

原則：そもそも天皇の行為は憲法規定にあること（4条1項）か、私的行為（魚類の研究の発表（H22-13 イ））しかできないはず。（二行為）

ところが、国会開会式で述べる「おことば」や全国植樹祭に出席すること（H22-13 イ）は、一見7条の国事行為に該当せず、とはいえ、私的行為ともいえないため、憲法上どのように位置づけるか問題となる。

二行為説（内閣の助言と承認は必要）

- ①国事行為説：「おことば」は7条10号「儀式を行ふ」にあたるとの見解。  
→天皇が式典に参加する行為まで儀式を行うは文理上無理がある。
- ②準国事行為説：天皇は国事行為に密接に関連する行為を行うことができる。  
→具体的にいかなる行為があたるか明らかではない。

三行為説（内閣の直接又は間接の補佐と責任のもと）

- ①象徴行為説：象徴としての地位に基づき認められる。→（1）4条1項に反する。（2）象徴としての地位を有するのは天皇だけで、摂政や臨時代行が行う行為の説明が困る。→この批判をかわすのが②公人行為説→不明確。

天皇が国会開会式に出席した上で述べる「おことば」の憲法上の位置付けに関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア。「おことば」を象徴としての地位に基づく公的行為であると捉える見解については、象徴と

しての地位が天皇の一身専属のものであることを前提にすると、天皇の権能を代行する摂政は「おことば」を述べるができないのではないかという問題点がある。

イ。「おことば」を国事行為である国会の召集（憲法第7条第2号）と密接に関連する行為として

準国事行為と位置付ける見解については、「おことば」について内閣による「助言と承認」を通じたコントロールを及ぼす余地がなくなるという問題点がある。

ウ。「おことば」は国事行為である「儀式を行ふ」（憲法第7条第10号）に含まれるという見

解については、上記「儀式を行ふ」を「儀式を主宰する」という意味に解すると、文理上無理があるという問題点がある。

1. ア○ イ○ ウ○    2. ア○ イ○ ウ×     3. ア○ イ× ウ○  
4. ア○ イ× ウ×    5. ア× イ○ ウ○    6. ア× イ○ ウ×  
7. ア× イ× ウ○    8. ア× イ× ウ×

天皇が国会の開会式に出席して述べる「おことば」の憲法上の位置付けに関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の根拠となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。

- ア. a. 天皇は象徴であり、「おことば」を述べることは象徴としての行為である。  
b. 象徴という言葉は社会心理的な意味を有するものであり、天皇を象徴と定めた憲法の規定から法的効果を導くことはできない。
- イ. a. 天皇は公人であり、「おことば」を述べることは公人としての行為である。  
b. 天皇の行為は限定するべきであり、天皇の行為には、憲法が定める国事行為と私的行為の二つしかないと考えるべきである。
- ウ. a. 天皇は憲法が列举する国事行為を行い、「おことば」を述べることは「儀式を行ふこと」（憲法第7条第10号）に含まれる。  
b. 天皇が自ら儀式を主宰する場合だけでなく、式に参列して儀式的・儀礼的行為を行うことも「儀式を行ふこと」と解釈することができる。

天皇が国会の開会式に出席して述べる「おことば」の憲法上の位置付けに関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の根拠となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。

ア. a. 天皇は象徴であり、「おことば」を述べることは象徴としての行為である。

2 b. 象徴という言葉は社会心理的な意味を有するものであり、天皇を象徴と定めた憲法の規定から法的効果を導くことはできない。

イ. a. 天皇は公人であり、「おことば」を述べることは公人としての行為である。

2 b. 天皇の行為は限定するべきであり、天皇の行為には、憲法が定める国事行為と私的行為の二つしかないと考えるべきである。

ウ. a. 天皇は憲法が列挙する国事行為を行い、「おことば」を述べることは「儀式を行ふこと」（憲法第7条第10号）に含まれる。

1 b. 天皇が自ら儀式を主宰する場合だけでなく、式に参列して儀式的・儀礼的行為を行うことも「儀式を行ふこと」と解釈することができる。





天皇及び皇室に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 天皇が、法律の定めるところにより、国事行為を委任する場合、この委任行為自体は明らかに国事行為ではないから、内閣の助言と承認を要しない。

イ. 国事行為は、形式的・儀礼的な行為であるため、国事行為としての天皇の行為がなくても、政令の公布や国会の召集の法的効力は発生する。

ウ. 摂政は、天皇の名で国事行為を行う天皇の法定代理機関であり、天皇が未成年のときなど皇室典範に定める原因が生じることにより設置される。

エ. 憲法第88条は、すべて皇室財産は国に属すると規定しており、皇室が私有財産を保有したり運用したりすることは禁じられている。

天皇及び皇室に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

✕ ア 天皇が、法律の定めるところにより、国事行為を委任する場合、この委任行為自体は明らかに国事行為ではないから、内閣の助言と承認を要しない。

✕ イ 国事行為は、形式的・儀礼的な行為であるため、国事行為としての天皇の行為がなくても、政令の公布や国会の召集の法的効力は発生する。

○ ウ 摂政は、天皇の名で国事行為を行う天皇の法定代理機関であり、天皇が未成年のときなど皇室典範に定める原因が生じることにより設置される。

✕ エ 憲法第88条は、すべて皇室財産は国に属すると規定しており、皇室が私有財産を保有したり運用したりすることは禁じられている。

### 天皇は象徴（1条）

→天皇の行為は効力要件とはならないと考えるのが原則的考え。

例：認証（7条5号）H24-12エ

→例外：公布（7条1号）、国会の召集（7条2号）は効力発生要件で○。

要注意：「条約は国会による承認及び内閣による締結の後、天皇が国事行為としてこれを公布することによって有効に成立する。」（R2-18K）は×。

天皇に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記1から8までの中から選びなさい。

ア．憲法第6条第1項は，天皇が国会の指名に基づいて内閣総理大臣を任命する旨定めているが，国会の議決で内閣総理大臣を指名している以上，天皇が内閣総理大臣を任命するに当たって，内閣の助言と承認は不要である。

イ．憲法第4条第2項の定める国事行為の委任は，憲法第5条の定める摂政を置く場合とは異なり，国事行為の臨時代行に関する法律の定める事由が発生した場合に，天皇が内閣の助言と承認に基づいて国事行為を委任するものである。

ウ．憲法第7条は，天皇の国事行為について列挙しているが，天皇の即位に際して行われる大嘗祭は，即位の礼と同様に憲法第7条第10号の定める「儀式」に当たるから，国事行為として行うことができる。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×

天皇に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

✕ ア. 憲法第6条第1項は、天皇が国会の指名に基づいて内閣総理大臣を任命する旨定めているが、国会の議決で内閣総理大臣を指名している以上、天皇が内閣総理大臣を任命するに当たって、内閣の助言と承認は不要である。

○ イ. 憲法第4条第2項の定める国事行為の委任は、憲法第5条の定める摂政を置く場合とは異なり、国事行為の臨時代行に関する法律の定める事由が発生した場合に、天皇が内閣の助言と承認に基づいて国事行為を委任するものである。

✕ ウ. 憲法第7条は、天皇の国事行為について列挙しているが、天皇の即位に際して行われる大嘗祭は、即位の礼と同様に憲法第7条第10号の定める「儀式」に当たるから、国事行為として行うことができる。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×

憲法第 9 条に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記 1 から 8 までの中から選びなさい。

ア. 憲法第 9 条第 2 項が保持を禁止した戦力とは、我が国がその主体となってこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力に限られず、我が国との安全保障条約に基づき我が国に駐留する外国の軍隊も、我が国の要請に応じて武力を行使する可能性があるため、同項の戦力に該当し得る。

イ. 憲法前文が定める平和的生存権は、憲法第 9 条及び第 3 章の規定によって具体化され、裁判規範として現実的・個別的 content を持つものであるから、森林法上の保安林指定の解除処分が自衛隊の基地の建設を目的とするものである場合、周辺の住民は、同処分の取消訴訟において、平和的生存権の侵害のおそれを根拠として原告適格を有する。

ウ. 国が自衛隊の用地を取得するために私人と締結した土地売買契約は、当該契約が実質的にみて公権力の発動たる行為と何ら変わりがないといえるような特段の事情のない限り、憲法第 9 条の直接適用を受けず、私人間の利害関係の公平な調整を目的とする私法の適用を受けるに過ぎない。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×

憲法第9条に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

× ア. 憲法第9条第2項が保持を禁止した戦力とは、我が国がその主体となってこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力に限られず、我が国との安全保障条約に基づき我が国に駐留する外国の軍隊も、我が国の要請に応じて武力を行使する可能性があるため、同項の戦力に該当し得る。

× イ. 憲法前文が定める平和的生存権は、憲法第9条及び第3章の規定によって具体化され、裁判規範として現実的・個別的内容を持つものであるから、森林法上の保安林指定の解除処分が自衛隊の基地の建設を目的とするものである場合、周辺の住民は、同処分の取消訴訟において、平和的生存権の侵害のおそれを根拠として原告適格を有する。

○ ウ. 国が自衛隊の用地を取得するために私人と締結した土地売買契約は、当該契約が実質的にみて公権力の発動たる行為と何ら変わりがないといえるような特段の事情のない限り、憲法第9条の直接適用を受けず、私人間の利害関係の公平な調整を目的とする私法の適用を受けるに過ぎない。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○  
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×  
⑦. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

憲法第9条の解釈に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記1から8までの中から選びなさい。

ア．第1項で，侵略戦争は放棄されているが，自衛戦争は放棄されていないとし，第2項の「前項の目的を達するため」を，侵略戦争放棄の目的を達するためとする見解に対しては，日本国憲法には，第66条第2項の文民条項以外に戦争や軍隊を予定する規定が存在しないとの批判が当てはまる。

イ．第1項で，侵略戦争は放棄されているが，自衛戦争は放棄されていないとし，第2項の「前項の目的を達するため」を，戦争を放棄するに至った動機を一般的に指すとする見解に対しては，国際法上の用例によると，「国際紛争を解決する手段としての戦争」は「国家の政策の手段としての戦争」と同義であり，こうした用例を尊重すべきであるとの批判が当てはまる。

ウ．第1項で，侵略戦争は放棄されているが，自衛戦争は放棄されていないとし，第2項の「前項の目的を達するため」を，戦争を放棄するに至った動機を一般的に指すとする見解と，第1項で，自衛戦争を含む全ての戦争が放棄されているとする見解のいずれの見解を採っても，憲法第9条により，全ての戦争が放棄されているとの結論が導かれる。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

## 憲法 9 条解釈（下記 3 項目をクリアして初めて自衛戦争可）

1 項：国権の発動たる「戦争」～「国際紛争を解決する手段としては」永久に放棄する。

- ・「戦争」は侵略戦争のみで自衛戦争は含まないか解釈が分かれる。
- ・「国際紛争～戦争」を不戦条約にみられるような通常の国際法の用例（国家の政策の手段としての戦争）に従って解釈すると自衛戦争は認められる。

2 項前段：「前項の目的を達するため」～「戦力」は保持しない。

- ・「前項の目的～」第 1 項による戦争放棄(H24-14③)や侵略戦争放棄の目的とすると、自衛戦争を認められ、戦争を放棄するに至った動機を一般的に指すとする、全ての戦争放棄につながる。

2 項後段：「国の交戦権」はこれを認めない。

- 「交戦権」を交戦国に認めれる敵国領土の占領、船舶の臨検・拿捕等、国際法上認められる諸権利とすると自衛戦争を認められ、国として戦える権利と考えると自衛戦争は不可となる。



憲法第 9 条の解釈に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記 1 から 8 までの中から選びなさい。

○ ア. 第 1 項で、侵略戦争は放棄されているが、自衛戦争は放棄されていないとし、第 2 項の「前項の目的を達するため」を、侵略戦争放棄の目的を達するためとする見解に対しては、日本国憲法には、第 6 6 条第 2 項の文民条項以外に戦争や軍隊を予定する規定が存在しないとの批判が当てはまる。

× イ. 第 1 項で、侵略戦争は放棄されているが、自衛戦争は放棄されていないとし、第 2 項の「前項の目的を達するため」を、戦争を放棄するに至った動機を一般的に指すとする見解に対しては、国際法上の用例によると、「国際紛争を解決する手段としての戦争」は「国家の政策の手段としての戦争」と同義であり、こうした用例を尊重すべきであるとの批判が当てはまる。

○ ウ. 第 1 項で、侵略戦争は放棄されているが、自衛戦争は放棄されていないとし、第 2 項の「前項の目的を達するため」を、戦争を放棄するに至った動機を一般的に指すとする見解と、第 1 項で、自衛戦争を含む全ての戦争が放棄されているとする見解のいずれの見解を採っても、憲法第 9 条により、全ての戦争が放棄されているとの結論が導かれる。

1. ア○ イ○ ウ○    2. ア○ イ○ ウ×    3. ア○ イ× ウ○  
4. ア○ イ× ウ×    5. ア× イ○ ウ○    6. ア× イ○ ウ×  
7. ア× イ× ウ○    8. ア× イ× ウ×

憲法第9条の解釈に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 憲法第9条第1項について、侵略戦争を放棄したものであり、自衛戦争を放棄したものではないという考え方に立ったとしても、同条第2項前段によって第1項の目的を達成するために一切の戦力の保持が禁止されており、同条第2項後段によって交戦権も否認されているとの考え方に立てば、結果として自衛のための戦争も放棄されていることになる。

イ. 戦争はおよそ国際紛争解決の手段として行われるものであり、その目的のいかんを問わず憲法第9条第1項により放棄されているという考え方に立ったとしても、同条第2項の「前項の目的を達するため」につき、戦力不保持を定めるに至った動機を示すものとの考え方に立てば、結果として自衛のための戦争は認められていることになる。

ウ. 憲法第9条第1項について、侵略戦争を放棄したものであり、自衛戦争を放棄したものではないという考え方に立った場合、第9条第2項の「交戦権」につき、交戦国に国際法上認められる権利と考えるか、国として戦いを交える権利と考えるかに関わらず、自衛のための戦争は認められていることになる。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

憲法第 9 条の解釈に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記 1 から 8 までの中から選びなさい。

○ ア. 憲法第 9 条第 1 項について、侵略戦争を放棄したものであり、自衛戦争を放棄したものではないという考え方に立ったとしても、同条第 2 項前段によって第 1 項の目的を達成するために一切の戦力の保持が禁止されており、同条第 2 項後段によって交戦権も否認されているとの考え方に立てば、結果として自衛のための戦争も放棄されていることになる。

× イ. 戦争はおよそ国際紛争解決の手段として行われるものであり、その目的のいかんを問わず憲法第 9 条第 1 項により放棄されているという考え方に立ったとしても、同条第 2 項の「前項の目的を達するため」につき、戦力不保持を定めるに至った動機を示すものとの考え方に立てば、結果として自衛のための戦争は認められていることになる。

× ウ. 憲法第 9 条第 1 項について、侵略戦争を放棄したものであり、自衛戦争を放棄したものではないという考え方に立った場合、第 9 条第 2 項の「交戦権」につき、交戦国に国際法上認められる権利と考えるか、国として戦いを交える権利と考えるかに関わらず、自衛のための戦争は認められていることになる。

1. ア○ イ○ ウ○    2. ア○ イ○ ウ×    3. ア○ イ× ウ○  
④ 4. ア○ イ× ウ×    5. ア× イ○ ウ○    6. ア× イ○ ウ×  
7. ア× イ× ウ○    8. ア× イ× ウ×

憲法第 9 条に関する次のアからウまでの各記述について、b の見解が a の見解の根拠となっている場合には 1 を、そうでない場合には 2 を選びなさい。

ア. a. 戦争の放棄について規定した憲法第 9 条第 1 項は、自衛のためであると侵略のためであるとを問わず、全ての戦争を放棄することとしたものである。

b. 「国際紛争を解決する手段として」の「戦争」という文言は、戦争拋棄ニ関スル条約（いわゆる不戦条約）に見られるような、通常国際法上の用例に従って解釈されるべきである。

イ. a. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（いわゆる日米安保条約）に基づき日本国内に駐留するアメリカ合衆国の軍隊は、憲法第 9 条第 2 項で保持しないこととされた「戦力」に該当する。

b. 憲法第 9 条第 2 項が戦力の不保持を定めているのは、わが国が戦力を保持し、自らその主体となってこれに指揮権、管理権を行使することにより、同条第 1 項において放棄するとした侵略戦争を引き起こすことがないようにするためである。

ウ. a. 憲法第 9 条に違反する具体的な立法又は行政処分により、個人に何らかの不利益が生じたとしても、同条で保障された個人の権利が侵害されたものということとはできない。

b. 憲法第 9 条は、前文における平和主義の原則を受けて規定されたものであり、平和達成のための禁止事項を前文よりも具体的に列挙しているが、これは国家機関に対して一定の行為を禁止するものであって、その保護法益は国民一般の公益である。

憲法第 9 条に関する次のアからウまでの各記述について、b の見解が a の見解の根拠となっている場合には 1 を、そうでない場合には 2 を選びなさい。

ア. a. 戦争の放棄について規定した憲法第 9 条第 1 項は、自衛のためであると侵略のためであるとを問わず、全ての戦争を放棄することとしたものである。

2 b. 「国際紛争を解決する手段とし~~て~~」の「戦争」という文言は、戦争拋棄ニ関スル条約（いわゆる不戦条約）に見られるような、通常の国際法上の用例に従って解釈されるべきである。

イ. a. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（いわゆる日米安保条約）に基づき日本国内に駐留するアメリカ合衆国の軍隊は、憲法第 9 条第 2 項で保持しないこととされた「戦力」に該当する。

2 b. 憲法第 9 条第 2 項が戦力の不保持を定めているのは、わが国が戦力を保持し、自らその主体となってこれに指揮権、管理権を行使することにより、同条第 1 項において放棄するとした侵略戦争を引き起こすことがないようにするためである。

ウ. a. 憲法第 9 条に違反する具体的な立法又は行政処分により、個人に何らかの不利益が生じたとしても、同条で保障された個人の権利が侵害されたものということとはできない。

1 b. 憲法第 9 条は、前文における平和主義の原則を受けて規定されたものであり、平和達成のための禁止事項を前文よりも具体的に列挙しているが、これは国家機関に対して一定の行為を禁止するものであって、その保護法益は国民一般の公益である。

憲法第 9 条の解釈に関する次のアからウまでの各記述について、b の見解が a の見解の批判となっている場合には 1 を、そうでない場合には 2 を選びなさい。

ア. a. 憲法第 9 条第 1 項は、侵略戦争を放棄しているが、自衛戦争は放棄しておらず、同条第 2 項にいう「前項の目的」とは、第 1 項の「国際紛争を解決する手段として」の戦争の放棄のみを指すから、自衛のための戦力の保持は禁じられていない。

b. 自衛のための戦力と侵略のための戦力とを区別することは困難であり、戦力の保持を禁じた第 2 項の規定が無意味なものとなる。

イ. a. 憲法第 9 条第 1 項は、侵略戦争を放棄しているが、自衛戦争は放棄しておらず、同条第 2 項にいう「前項の目的」とは、第 1 項全体の精神、すなわち「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」を指し、第 2 項によって警察力を上回る実力の保持が禁じられている。

b. 日本国憲法には、第 66 条第 2 項の文民条項を除き、戦争開始の決定手続や軍隊の編制に関する規定が存在しない。

ウ. a. 憲法第 9 条は、我が国が主権国として有する固有の自衛権まで否定するものではなく、自衛のために必要な最小限度の実力、すなわち自衛力の保持を禁じていない。

b. 個人の正当防衛の権利とは異なり、国家が固有の権利として自衛権を有することはできない。

憲法第 9 条の解釈に関する次のアからウまでの各記述について、b の見解が a の見解の批判となっている場合には 1 を、そうでない場合には 2 を選びなさい。

1 / ア. a. 憲法第 9 条第 1 項は、侵略戦争を放棄しているが、自衛戦争は放棄しておらず、同条第 2 項にいう「前項の目的」とは、第 1 項の「国際紛争を解決する手段として」の戦争の放棄のみを指すから、自衛のための戦力の保持は禁じられていない。

b. 自衛のための戦力と侵略のための戦力とを区別することは困難であり、戦力の保持を禁じた第 2 項の規定が無意味なものとなる。

2 イ. a. 憲法第 9 条第 1 項は、侵略戦争を放棄しているが、自衛戦争は放棄しておらず、同条第 2 項にいう「前項の目的」とは、第 1 項全体の精神、すなわち「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」を指し、第 2 項によって警察力を上回る実力の保持が禁じられている。

b. 日本国憲法には、第 66 条第 2 項の文民条項を除き、戦争開始の決定手続や軍隊の編制に関する規定が存在しない。

1 / ウ. a. 憲法第 9 条は、我が国が主権国として有する固有の自衛権まで否定するものではなく、自衛のために必要な最小限度の実力、すなわち自衛力の保持を禁じていない。

b. 個人の正当防衛の権利とは異なり、国家が固有の権利として自衛権を有するということ はできない。

人権の享有主体に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記1から8までのの中から選びなさい。

ア．外国人の場合には，我が国との関係が日本国民とは異なるので，日本国民に比べて裁判を受ける権利の保障の程度に差を設けることも許される。

イ．法人は，現代社会におけるその役割の重要性からすると，全ての人権について，自然人と同程度の保障を受ける。

ウ．未成年者は，精神的・肉体的に未成熟なことから，成人とは異なった特別の保護を必要とする場合があり，このような趣旨から，憲法は児童の酷使を禁止している。

1. ア○ イ○ ウ○    2. ア○ イ○ ウ×    3. ア○ イ× ウ○  
4. ア○ イ× ウ×    5. ア× イ○ ウ○    6. ア× イ○ ウ×  
7. ア× イ× ウ ○    8. ア× イ× ウ×



## H26-02K 人権の享有主体性

KE0380 A

人権の享有主体に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

- ア. 外国人の場合には、我が国との関係が日本国民とは異なるので、日本国民に比べて裁判を受ける権利の保障の程度に差を設けることも許される。
- イ. 法人は、現代社会におけるその役割の重要性からすると、全ての人権について、自然人と同程度の保障を受ける。
- ウ. 未成年者は、精神的・肉体的に未成熟なことから、成人とは異なった特別の保護を必要とする場合があり、このような趣旨から、憲法は児童の酷使を禁止している。

1. ア○ イ○ ウ○    2. ア○ イ○ ウ×    3. ア○ イ× ウ○  
4. ア○ イ× ウ×    5. ア× イ○ ウ○    6. ア× イ○ ウ×  
 7. ア× イ× ウ○    8. ア× イ× ウ×

外国人の人権に関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の根拠となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。

ア. a. 国は、在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんしゃくすることができる。

b. 外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、外国人在留制度の枠内で与えられているにすぎない。

イ. a. 憲法第93条第2項の「住民」と、憲法第15条第1項の「国民」とは統一的に理解されるべきであり、憲法第93条第2項の「住民」は、日本「国民」であることがその前提となっている。

b. 地方公共団体の政治・行政は、国の政治・行政と互いに関連しており、地方公共団体が国の事務を処理することもある。

ウ. a. 憲法第22条第2項は、「何人も」との文言を用いているため、国籍離脱の自由は、我が国に在留する外国人にもその保障が及ぶ。

b. 憲法による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ。

外国人の人権に関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の根拠となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。

ア. a. 国は、在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんしゃくすることができる。

b. 外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、外国人在留制度の枠内で与えられているにすぎない。

イ. a. 憲法第93条第2項の「住民」と、憲法第15条第1項の「国民」とは統一的に理解されるべきであり、憲法第93条第2項の「住民」は、日本「国民」であることがその前提となっている。

b. 地方公共団体の政治・行政は、国の政治・行政と互いに関連しており、地方公共団体が国の事務を処理することもある。

ウ. a. 憲法第22条第2項は、「何人も」との文言を用いているため、国籍離脱の自由は、我が国に在留する外国人にもその保障が及ぶ。

b. 憲法による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ。

公務員や未決拘禁者など，公権力との関係で特別な法律関係にある者の権利制約に関する次のアからウまでの各記述について，最高裁判所の判例の趣旨に照らして，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記1から8までの中から選びなさい。

ア．多数の被拘禁者を外部から隔離して収容する施設では，施設内でこれらの者を集団として管理するに当たり，内部の規律及び秩序を維持し，その正常な状態を保持する必要があるから，この目的のため必要がある場合には，未決拘禁者についても，身体の自由やその他の行為の自由に一定の制限が加えられることはやむを得ない。

イ．刑事収容施設内において喫煙を許すことにより，罪証隠滅のおそれがあり，また火災発生により被拘禁者の逃走や人道上の重大事態の発生も予想される一方，たばこは生活必需品とまではいえず嗜好品にすぎないことからすれば，喫煙の自由が憲法の保障する人権に含まれるとしても，制限の必要性の程度と制限される基本的人権の内容，これに加えられる具体的制限の態様とを総合的に考慮すると，施設内における喫煙禁止は必要かつ合理的なものといえる。

ウ．職権行使の独立が保障され，単独で又は合議体の一員として司法権を行使する主体として，国に対する訴訟を含めて中立・公正な立場から裁判を行うことが強く期待される裁判官に対する政治運動禁止の要請は，議会制民主主義の政治過程を経て決定された政策を，政治的偏向を排し組織の一員として忠実に遂行すべき立場にある一般職の国家公務員に対する政治的行為の禁止の要請ほどには強くないというべきである。

1. ア○ イ○ ウ○    2. ア○ イ○ ウ×    3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×    5. ア× イ○ ウ○    6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○    8. ア× イ× ウ×

## R03-01 特別権力関係

KE0481 A

公務員や未決拘禁者など、公権力との関係で特別な法律関係にある者の権利制約に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

○ ア. 多数の被拘禁者を外部から隔離して収容する施設では、施設内でこれらの者を集団として管理するに当たり、内部の規律及び秩序を維持し、その正常な状態を保持する必要があるから、この目的のため必要がある場合には、未決拘禁者についても、身体の自由やその他の行為の自由に一定の制限が加えられることはやむを得ない。

○ イ. 刑事収容施設内において喫煙を許すことにより、罪証隠滅のおそれがあり、また火災発生により被拘禁者の逃走や人道上の重大事態の発生も予想される一方、たばこは生活必需品とまではいえず嗜好品にすぎないことからすれば、喫煙の自由が憲法の保障する人権に含まれるとしても、制限の必要性の程度と制限される基本的人権の内容、これに加えられる具体的制限の態様とを総合的に考慮すると、施設内における喫煙禁止は必要かつ合理的なものといえる。

× ウ. 職権行使の独立が保障され、単独で又は合議体の一員として司法権を行使する主体として、国に対する訴訟を含めて中立・公正な立場から裁判を行うことが強く期待される裁判官に対する政治運動禁止の要請は、議会制民主主義の政治過程を経て決定された政策を、政治的偏向を排し組織の一員として忠実に遂行すべき立場にある一般職の国家公務員に対する政治的行為の禁止の要請ほどには強くないというべきである。

1. ア○ イ○ ウ○    ② ア○ イ○ ウ×    3. ア○ イ× ウ○  
4. ア○ イ× ウ×    5. ア× イ○ ウ○    6. ア× イ○ ウ×  
7. ア× イ× ウ○    8. ア× イ× ウ×

次の対話は、公務員の人権に関する教授と学生の対話である。教授の各質問に対する次のアからウまでの学生の各回答について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

教授. 公務員の地位のように権利主体と公権力との間に特殊な法律関係がある場合には、憲法の人権保障が原則として及ばないなどとする理論がありますね。このような理論によって公務員の人権に対する制約を正当化した最高裁判所の判決がありますか。

ア. はい。猿払事件判決（最高裁判所昭和49年11月6日大法廷判決，刑集28巻9号393頁）が、先生のおっしゃる趣旨の判示をして、公務員の政治的意見表明の自由に対する制約を正当化しています。

教授. あなたの言うその判決は、国家公務員法第102条第1項が一定の行動類型に属する政治的行為を禁止していることに伴い生じ得る意見表明の自由の制約については、どのような判示をしていますか。

イ. 公務員の政治的中立性を損なうおそれのある行動類型に属する政治的行為を禁止することに伴い意見表明の自由が制約されることになっても、そのような制約は行動の禁止に伴う限度での間接的・付随的制約にとどまると判示しています。

教授. 堀越事件判決（最高裁判所平成24年12月7日第二小法廷判決，刑集66巻12号1337頁）は、公務員のしたある行為が国家公務員法第102条第1項にいう「政治的行為」に該当するか否かの判断についてどのような枠組みを示していますか。

ウ. 同項にいう「政治的行為」の意義を、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものと解した上、その判断においては、当該公務員の地位、その職務の内容や権限等、当該公務員がした行為の性質、態様、目的、内容等の諸般の事情を総合して判断するのが相当であると判示しています。

次の対話は、公務員の人権に関する教授と学生の対話である。教授の各質問に対する次のアからウまでの学生の各回答について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

教授. 公務員の地位のように権利主体と公権力との間に特殊な法律関係がある場合には、憲法の人権保障が原則として及ばないなどとする理論がありますね。このような理論によって公務員の人権に対する制約を正当化した最高裁判所の判決がありますか。

2 ア. はい。猿払事件判決（最高裁判所昭和49年11月6日大法廷判決，刑集28巻9号393頁）が、先生のおっしゃる趣旨の判示をして、公務員の政治的意見表明の自由に対する制約を正当化しています。

教授. あなたの言うその判決は、国家公務員法第102条第1項が一定の行動類型に属する政治的行為を禁止していることに伴い生じ得る意見表明の自由の制約については、どのような判示をしていますか。

イ. 公務員の政治的中立性を損なうおそれのある行動類型に属する政治的行為を禁止することに伴い意見表明の自由が制約されることになっても、そのような制約は行動の禁止に伴う限度での間接的・付随的制約にとどまると判示しています。

教授. 堀越事件判決（最高裁判所平成24年12月7日第二小法廷判決，刑集66巻12号1337頁）は、公務員のしたある行為が国家公務員法第102条第1項にいう「政治的行為」に該当するか否かの判断についてどのような枠組みを示していますか。

ウ. 同項にいう「政治的行為」の意義を、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものと解した上、その判断においては、当該公務員の地位、その職務の内容や権限等、当該公務員がした行為の性質、態様、目的、内容等の諸般の事情を総合して判断するのが相当であると判示しています。

政党に対する寄付に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 労働組合は、組合員の経済的地位の向上を本来の目的とする団体であり、その目的のために、組織として支持政党又はいわゆる統一候補を決定し、その選挙運動を推進すること自体は自由であるが、その政党に寄付する資金の費用負担を組合員に強制することは許されない。

イ. 会社は、法令の規定に従い定款で定められた目的の範囲内において権利を有し、義務を負うところ、会社が特定の政党に政治資金を寄付することも、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためにされたものと認められる限りにおいては、定款所定の目的の範囲内の行為とみることができる。

ウ. 税理士会は、税理士の使命及び職責に鑑み、税理士法に基づき設立された強制加入団体であり、その会員には、実質的には脱退の自由が保障されていないが、税理士に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するために税理士会として政党に金員を寄付することは、税理士会の目的の範囲内の行為であり、そのために会員から特別会費を徴収する決議も有効である。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×



政党に対する寄付に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

○ ア. 労働組合は、組合員の経済的地位の向上を本来の目的とする団体であり、その目的のために、組織として支持政党又はいわゆる統一候補を決定し、その選挙運動を推進すること自体は自由であるが、その政党に寄付する資金の費用負担を組合員に強制することは許されない。

○ イ. 会社は、法令の規定に従い定款で定められた目的の範囲内において権利を有し、義務を負うところ、会社が特定の政党に政治資金を寄付することも、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためにされたものと認められる限りにおいては、定款所定の目的の範囲内の行為とみることができる。

× ウ. 税理士会は、税理士の使命及び職責に鑑み、税理士法に基づき設立された強制加入団体であり、その会員には、実質的には脱退の自由が保障されていないが、税理士に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するために税理士会として政党に金員を寄付することは、税理士会の目的の範囲内の行為であり、そのために会員から特別会費を徴収する決議も有効である。

1. ア○ イ○ ウ○    2. ア○ イ○ ウ×    3. ア○ イ× ウ○  
4. ア○ イ× ウ×    5. ア× イ○ ウ○    6. ア× イ○ ウ×  
7. ア× イ× ウ○    8. ア× イ× ウ×

私人間における人権保障に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア.「憲法の人権規定は、私人間においても直接適用される」とする説のうち、私的自治の原則により、人権の効力は私人相互間の場合にはその本質的な核心が侵されない限度で相対化されることを認める見解は、こうした相対化を認める限度において、直接適用説といっても間接適用説に類似したものになる。

イ.「憲法の人権規定は、公権力の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等を保障する目的に出たもので、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない」とする説を前提にすると、私人間における権利・自由の対立については、その侵害の態様、程度が社会的に許容し得る一定の限界を超える場合に、私法規定の解釈を通じてその間の適切な調整を図ることができるとの見解は採り得ない。

ウ.「私人間の関係においても、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるを得ない場合、憲法の人権規定は私人間に直接適用される」とする説について、判例は、こうした支配関係はその支配力の態様、程度、規模等において様々であり、どのような場合にこれを国又は公共団体の支配と同視すべきかの判定が困難であるとしている。

私人間における人権保障に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

1 | ア。「憲法の人権規定は、私人間においても直接適用される」とする説のうち、私的自治の原則により、人権の効力は私人相互間の場合にはその本質的な核心が侵されない限度で相対化されることを認める見解は、こうした相対化を認める限度において、直接適用説といっても間接適用説に類似したものになる。

2 | イ。「憲法の人権規定は、公権力の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等を保障する目的に出たもので、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない」とする説を前提にすると、私人間における権利・自由の対立については、その侵害の態様、程度が社会的に許容し得る一定の限界を超える場合に、私法規定の解釈を通じてその間の適切な調整を図ることができるとの見解は採り得ない。

1 | ウ。「私人間の関係においても、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるを得ない場合、憲法の人権規定は私人間に直接適用される」とする説について、判例は、こうした支配関係はその支配力の態様、程度、規模等において様々であり、どのような場合にこれを国又は公共団体の支配と同視すべきかの判定が困難であるとしている。

私人間における人権保障に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 企業者は、憲法第22条、第29条等において経済活動の自由の一環として契約締結の自由を保障されているので、特定の思想、信条を有する者をそのゆえをもって雇い入れることを拒んでも違法ではない。それゆえ、企業者が、労働者の採否決定に際し、労働者の思想、信条を調査したり、その者から思想、信条自体の申告を求めることも、公序良俗に反しない。

イ. 大学は、学生の教育と学術の研究を目的とする公共的な施設であり、その設置目的を達成するために必要な事項を学則等により一方的に制定し、これによって在学する学生を規律する包括的権能を有する。それゆえ、比較的保守的な校風を有する私立大学が、学内外を問わず学生の政治的活動につきかなり広範な規律を及ぼしても、これをもって直ちに社会通念上学生の自由に対する不合理な制限であるということとはできない。

ウ. 労働組合の活動に対する組合員の協力義務の範囲は、問題とされている具体的な組合活動の内容・性質、組合員に求められる協力の内容・程度・態様等を比較考量し、多数決原理に基づく組合活動の実効性と組合員個人の基本的利益の調和という観点から、合理的な限定を加えられるべきである。それゆえ、組合員は、組合が支援する公職選挙候補者が所属する政党への寄付のために徴収する臨時組合費について納入義務を負わない。

私人間における人権保障に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 企業者は、憲法第22条、第29条等において経済活動の自由の一環として契約締結の自由を保障されているので、特定の思想、信条を有する者をそのゆえをもって雇い入れることを拒んでも違法ではない。それゆえ、企業者が、労働者の採否決定に際し、労働者の思想、信条を調査したり、その者から思想、信条自体の申告を求めることも、公序良俗に反しない。

イ. 大学は、学生の教育と学術の研究を目的とする公共的な施設であり、その設置目的を達成するために必要な事項を学則等により一方的に制定し、これによって在学する学生を規律する包括的権能を有する。それゆえ、比較的保守的な校風を有する私立大学が、学内外を問わず学生の政治的活動につきかなり広範な規律を及ぼしても、これをもって直ちに社会通念上学生の自由に対する不合理な制限であるということとはできない。

ウ. 労働組合の活動に対する組合員の協力義務の範囲は、問題とされている具体的な組合活動の内容・性質、組合員に求められる協力の内容・程度・態様等を比較考量し、多数決原理に基づく組合活動の実効性と組合員個人の基本的利益の調和という観点から、合理的な限定を加えられるべきである。それゆえ、組合員は、組合が支援する公職選挙候補者が所属する政党への寄付のために徴収する臨時組合費について納入義務を負わない。

夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称すると定める民法第 750 条の規定が、憲法第 13 条の規定に違反するか否かについて判示した最高裁判所の判決（最高裁判所平成 27 年 12 月 16 日大法廷判決，民集 69 卷 8 号 2586 頁）に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には 1 を、誤っている場合には 2 を選びなさい。

ア．前記判決は、氏名について、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するが、具体的な法制度を離れて、氏の変更されること自体を捉えて直ちに人格権を侵害し、違憲であるか否かを論ずるのは相当ではないとした。

イ．前記判決は、氏には、名とは切り離された存在として社会の構成要素である家族の呼称としての意義があるとの点を強調して、婚姻を含めた身分関係の変動に伴って自らの意思に関わりなく氏が改められるとしてもやむを得ないという結論を導いている。

ウ．前記判決は、現行の法制度の下における氏の性質等に鑑み、婚姻の際に「氏の変更を強制されない自由」が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるといえるとしつつも、結論として、民法第 750 条の規定が憲法第 13 条に違反するとまではいえないとした。

夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称すると定める民法第750条の規定が、憲法第13条の規定に違反するか否かについて判示した最高裁判所の判決（最高裁判所平成27年12月16日大法廷判決，民集69巻8号2586頁）に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

1 ア. 前記判決は、氏名について、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するが、具体的な法制度を離れて、氏の変更されること自体を捉えて直ちに人格権を侵害し、違憲であるか否かを論ずるのは相当ではないとした。

2 イ. 前記判決は、氏には、名とは切り離された存在として社会の構成要素である家族の呼称としての意義があるとの点を強調して、婚姻を含めた身分関係の変動に伴って自らの意思に関わりなく氏が改められるとしてもやむを得ないという結論を導いている。

2 ウ. 前記判決は、現行の法制度の下における氏の性質等に鑑み、婚姻の際に「氏の変更を強制されない自由」が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるといえるところつつも、結論として、民法第750条の規定が憲法第13条に違反するとまではいえないとした。

憲法第 24 条に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記 1 から 8 までの中から選びなさい。

ア. 憲法第 24 条第 1 項は、婚姻については当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるとの趣旨を明らかにしたものであるから、婚姻に関する法制度の内容が意に沿わないことを理由として婚姻しない者が生じるのであれば、その法制度を定めた法律は、憲法第 24 条第 1 項の趣旨に沿わない制約を課しているものとの評価を免れないことになる。

イ. 憲法第 24 条第 2 項は、婚姻及び家族に関する事項について、具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに、その立法に当たっては、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画したものである。

ウ. 憲法第 24 条は、婚姻及び家族に関する立法において、憲法上の権利として保障される人格権を不当に侵害せず、かつ、両性の形式的な平等が保たれた内容の法律の制定を求めるとどもならず、憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すべきこと、両性の実質的な平等が保たれるように図ること等についても十分に配慮した法律の制定を求めるものである。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×



憲法第 24 条に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記 1 から 8 までの中から選びなさい。

ア. 憲法第 24 条第 1 項は、婚姻については当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるとの趣旨を明らかにしたものであるから、婚姻に関する法制度の内容が意に沿わないことを理由として婚姻しない者が生じるのであれば、その法制度を定めた法律は、憲法第 24 条第 1 項の趣旨に沿わない制約を課しているものとの評価を免れないことになる。

イ. 憲法第 24 条第 2 項は、婚姻及び家族に関する事項について、具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに、その立法に当たっては、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画したものである。

ウ. 憲法第 24 条は、婚姻及び家族に関する立法において、憲法上の権利として保障される人格権を不当に侵害せず、かつ、両性の形式的な平等が保たれた内容の法律の制定を求めるとど  
まらず、憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すべきこと、両性の実質的な平等が保たれるように図ること等についても十分に配慮した法律の制定を求めるものである。

1. ア○ イ○ ウ○    2. ア○ イ○ ウ×    3. ア○ イ× ウ○

4. ア○ イ× ウ×    ⑤ ア× イ○ ウ○    6. ア× イ○ ウ×

7. ア× イ× ウ○    8. ア× イ× ウ×

憲法の明文で規定されていない権利・自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア．何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するところ、行政機関が住民基本台帳ネットワークシステムにより個人情報収集、管理又は利用することは、外部からの不当なアクセス等による情報漏えいの具体的な危険があるものの、正当な行政目的の範囲内において行われるものである以上、かかる自由を侵害するものではない。

イ．何人も、前科及び犯罪経歴をみだりに公開されない自由を有するところ、前科等の有無が訴訟の重要な争点となっていて、市区町村長に照会して回答を得なければ他に立証方法がない場合であっても、裁判所から市区町村長に照会することが可能であるから、市区町村長が弁護士法に基づく照会に応じて前科等につき報告することは、公権力の違法な行使として許されない。

ウ．何人も、その承諾なしに、みだりに容ぼう・姿態を撮影されない自由を有するところ、現に犯罪が行われ若しくは行われた後間がないと認められる場合であって、証拠保全の必要性及び緊急性があり、かつ、その撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるときは、警察官による犯人の容ぼうの写真撮影は、憲法に違反しない。

憲法の明文で規定されていない権利・自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

2 ア. 何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するところ、行政機関が住民基本台帳ネットワークシステムにより個人情報収集、管理又は利用することは、外部からの不当なアクセス等による情報漏えいの具体的な危険があるものの、正当な行政目的の範囲内において行われるものである以上、かかる自由を侵害するものではない。

2 イ. 何人も、前科及び犯罪経歴をみだりに公開されない自由を有するところ、前科等の有無が訴訟の重要な争点となっていて、市区町村長に照会して回答を得なければ他に立証方法がない場合であっても、裁判所から市区町村長に照会することが可能であるから、市区町村長が弁護士法に基づく照会に応じて前科等につき報告することは、公権力の違法な行使として許されない。

1 ウ. 何人も、その承諾なしに、みだりに容ぼう・姿態を撮影されない自由を有するところ、現に犯罪が行われ若しくは行われた後間がないと認められる場合であって、証拠保全の必要性及び緊急性があり、かつ、その撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるときは、警察官による犯人の容ぼうの写真撮影は、憲法に違反しない。

憲法の明文で規定されていない権利・自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 髪型の自由は、自己決定権として憲法第13条によって保障されるものである。それゆえ、非行を防止する目的で高校生らしい髪型を維持するよう求める校則の定めが、社会通念上不合理なものとはいえないとしても、これに反した生徒を退学させることは許されない。

イ. 学籍番号、氏名、住所及び電話番号といった個人情報、大学が個人識別等を行うための単純な情報である。それゆえ、このような個人情報については、プライバシーに係る情報として法的保護の対象とはならない。

ウ. 指紋は、それ自体では個人の私生活や人格、思想、信条、良心等個人の内心に関する情報となるものではないが、何人も個人の私生活上の自由の一つとして、みだりに指紋の押なつを強制されない自由を有する。それゆえ、在留外国人の指紋押なつ制度は、国家機関が正当な理由なく指紋の押なつを強制するものであり、憲法第13条の趣旨に反し、許されない。

1. ア○ イ○ ウ○    2. ア○ イ○ ウ×    3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×    5. ア× イ○ ウ○    6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○    8. ア× イ× ウ×

憲法の明文で規定されていない権利・自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 髪型の自由は、自己決定権として憲法第13条によって保障されるものである。それゆえ、  
× 非行を防止する目的で高校生らしい髪型を維持するよう求める校則の定めが、社会通念上不合理なものとはいえないとしても、  
これに反した生徒を退学させることは許されない。

イ. 学籍番号、氏名、住所及び電話番号といった個人情報、  
× 大学が個人識別等を行うための単純な情報である。それゆえ、  
このような個人情報については、プライバシーに係る情報として法的保護の対象とはならない。

ウ. 指紋は、それ自体では個人の私生活や人格、思想、信条、良心等個人の内心に関する情報となるものではないが、  
× 何人も個人の私生活上の自由の一つとして、みだりに指紋の押なつを強制されない自由を有する。  
それゆえ、在留外国人の指紋押なつ制度は、  
国家機関が正当な理由なく指紋の押なつを強制するものであり、  
憲法第13条の趣旨に反し、許されない。

1. ア○ イ○ ウ○    2. ア○ イ○ ウ×    3. ア○ イ× ウ○

4. ア○ イ× ウ×    5. ア× イ○ ウ○    6. ア× イ○ ウ×

7. ア× イ× ウ○    8. ア× イ× ウ×

法の下での平等に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 子にとって自ら選択できないような事柄を理由に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきたという事情は、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠が失われたと判断すべき根拠となる。

イ. 憲法第14条第1項は国民に対し法の下での平等を保障した規定であり、平等の要請は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、差別的な取扱いをすることを禁止する趣旨と解され、特に同項後段の事項は、合憲性の推定が排除される事項を限定列挙したものである。

ウ. 地方公共団体が法律の範囲内で条例を制定することができるとしている条例制定権の規定（憲法第94条）に照らすと、地方公共団体が売春の取締りについて各別に条例を制定する結果、その取扱いに差別を生ずることがあっても、地域差の故をもって憲法第14条第1項に反するとはいえない。

1. ア○ イ○ ウ○    2. ア○ イ○ ウ×    3. ア○ イ× ウ○  
4. ア○ イ× ウ×    5. ア× イ○ ウ○    6. ア× イ○ ウ×  
7. ア× イ× ウ○    8. ア× イ× ウ×

法の下での平等に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 子にとって自ら選択できないような事柄を理由に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきたという事情は、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠が失われたと判断すべき根拠となる。

イ. 憲法第14条第1項は国民に対し法の下での平等を保障した規定であり、平等の要請は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、差別的な取扱いをすることを禁止する趣旨と解され、特に同項後段の事項は、合憲性の推定が排除される事項を限定列挙したものである。

ウ. 地方公共団体が法律の範囲内で条例を制定することができるとしている条例制定権の規定（憲法第94条）に照らすと、地方公共団体が売春の取締りについて各別に条例を制定する結果、その取扱いに差別を生ずることがあっても、地域差の故をもって憲法第14条第1項に反するとはいえない。

1. ア○ イ○ ウ○    2. ア○ イ○ ウ×    3. ア○ イ× ウ○  
 4. ア○ イ× ウ×    5. ア× イ○ ウ○    6. ア× イ○ ウ×  
 7. ア× イ× ウ○    8. ア× イ× ウ×

法の下での平等に関する次のアからウまでの各記述のうち、aは最高裁判所の判例を要約したものであり、bはその批判として書かれたものである。bがaの批判となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。

ア. a. 尊属の殺害について、尊属に対する尊重報恩は、社会生活上の基本的道義であり、このような自然的情愛ないし普遍的倫理の維持は、刑法上の保護に値するから、これを刑の加重要件とする規定を設けても、直ちに合理的な根拠を欠くものとは認められない。

b. 尊属がただ尊属なるがゆえに特別の保護を受けるべきであるとの考えは、個人の尊厳と人格価値の平等を基本とする民主主義の理念と抵触する。

イ. a. 女性に対し6か月の再婚禁止期間を定める規定について、厳密に父性の推定が重複することを回避するための期間を超えて婚姻を禁止することは正当化できないから、再婚禁止期間のうち100日を超える部分は合理性を欠いた過剰な制約である。

b. 子が出生した時点で法律上の父が定まらず、検査の実施や訴訟等により法律上の父を定める場合、決定がかなり遅れる事態も想定され、それは子の利益に反する。

ウ. a. 出生後に認知を受けた子について、準正のあった場合に限り日本国籍を取得させると定める規定は、準正のない子に対し、日本国民である父から胎児認知された又は母が日本国民である非嫡出子と比較して、著しく不利益な差別的取扱いを生じさせている。

b. 日本国民が母である非嫡出子は出生時において母の親権に服し、また、胎児認知は任意認知に限られるため、出生の時点で既に血統を超えた我が国社会との結び付きがある。



# 国籍法違憲判決（最大判平成 20 年 6 月 4 日判決）

## 一般的な理解

国籍法 3 条 1 項の規定（準正の要件）は憲法 14 条 1 項に反する。

## 実際の不平等が生じていたところ

- ・ 生後認知された子で準正を経た嫡出子と経ていない非嫡出子の区別
- ・ 胎児認知された子と生後認知された子の区別
- ・ 日本人母の非嫡出子と日本人父の非嫡出子の区別

伊藤真の判例シリーズ憲法（弘文堂）P.115

法学セミナー増刊速報判例解説 Vol.4 ・ 10 頁から引用

法の下での平等に関する次のアからウまでの各記述のうち、aは最高裁判所の判例を要約したものであり、bはその批判として書かれたものである。bがaの批判となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。

ア. a. 尊属の殺害について、尊属に対する尊重報恩は、社会生活上の基本的道義であり、このような自然的情愛ないし普遍的倫理の維持は、刑法上の保護に値するからこれを刑の加重要件とする規定を設けても、直ちに合理的な根拠を欠くものとは認められない。

b. 尊属がただ尊属なるがゆえに特別の保護を受けるべきであるとの考えは、個人の尊厳と人格価値の平等を基本とする民主主義の理念と抵触する。

イ. a. 女性に対し6か月の再婚禁止期間を定める規定について、厳密に父性の推定が重複することを回避するための期間を超えて婚姻を禁止することは正当化できないから、再婚禁止期間のうち100日を超える部分は合理性を欠いた過剰な制約である。

b. 子が出生した時点で法律上の父が定まらず、検査の実施や訴訟等により法律上の父を定める場合、決定がかなり遅れる事態も想定され、それは子の利益に反する。

ウ. a. 出生後に認知を受けた子について、準正のあった場合に限り日本国籍を取得させると定める規定は、準正のない子に対し、日本国民である父から胎児認知された又は母が日本国民である非嫡出子と比較して、著しく不利益な差別的取扱いを生じさせている。

b. 日本国民が母である非嫡出子は出生時において母の親権に服し、また、胎児認知は任意認知に限られるため、出生の時点で既に血統を超えた我が国社会との結び付きがある。

法の下での平等に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 尊属に対する尊重報恩は社会生活上の基本的道義であるが、このような自然的情愛ないし普遍的倫理の維持は、刑法上の保護に値するものではなく、尊属殺を通常の殺人よりも重く処罰する規定は、合理的な根拠に基づくものといえないから、憲法第14条第1項に違反する。

イ. 国籍法の規定が、同じく日本国民である父から認知された子でありながら、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した者と異なり、父母が法律上の婚姻をしていない非嫡出子は同法所定の他の要件を満たしても日本国籍を取得することができないという区別を生じさせていることは、同規定の立法目的との合理的関連性を欠くものであり、憲法第14条第1項に違反する。

ウ. 女性に対し6か月の再婚禁止期間を定める規定の立法目的は、父性の推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにあると解され、6か月の再婚禁止期間を設けることはこの立法目的との関連において合理性を有するから、憲法第14条第1項に違反しない。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

法の下の平等に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 尊属に対する尊重報恩は社会生活上の基本的道義であるが、このような自然的情愛ないし普遍的倫理の維持は、刑法上の保護に値するものではなく、尊属殺を通常の殺人よりも重く処罰する規定は、合理的な根拠に基づくものといえないから、憲法第14条第1項に違反する。

イ. 国籍法の規定が、同じく日本国民である父から認知された子でありながら、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した者と異なり、父母が法律上の婚姻をしていない非嫡出子は同法所定の他の要件を満たしても日本国籍を取得することができないという差別を生じさせていることは、同規定の立法目的との合理的関連性を欠くものであり、憲法第14条第1項に違反する。

ウ. 女性に対し6か月の再婚禁止期間を定める規定の立法目的は、父性の推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにあると解され、6か月の再婚禁止期間を設けることはこの立法目的との関連において合理性を有するから、憲法第14条第1項に違反しない。

1. ア○ イ○ ウ○    2. ア○ イ○ ウ×    3. ア○ イ× ウ○  
4. ア○ イ× ウ×    5. ア× イ○ ウ○    6. ア× イ○ ウ×  
7. ア× イ× ウ○    8. ア× イ× ウ×

選挙人の投票価値の平等に関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の根拠となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。

- ア. a. 衆議院議員選挙においては、各選挙区間の議員1人当たりの有権者数の比率の較差が1対1を超えることは、憲法上正当化されない。
- b. 投票価値の平等は、国民の意思を公正かつ効果的に代表するために国会が正当に考慮することのできる他の政策的な目的との関連において、調和的に実現されるべきである。
- イ. a. 参議院議員選挙においては、二院制の下、地域代表の性質を有するという参議院の特殊性により、投票価値の平等の要請が後退するのもしやむを得ない。
- b. 参議院は、国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する義務を負っており、衆参両院の選挙制度は同質的とされるべきである。
- ウ. a. 地方議会議員選挙においては、当該地方公共団体の住民が、選挙権行使の資格だけでなく、投票価値においても平等に取り扱われるべきである。
- b. 憲法第14条第1項に定める法の下での平等は、選挙権に関しては、国民は全て政治的価値において平等であるべきとする徹底した平等化を志向するものである。

選挙人の投票価値の平等に関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の根拠となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。

ア. a. 衆議院議員選挙においては、各選挙区間の議員1人当たりの有権者数の比率の較差が1対1を超えることは、憲法上正当化されない。

2 b. 投票価値の平等は、国民の意思を公正かつ効果的に代表するために国会が正当に考慮することのできる他の政策的な目的との関連において、調和的に実現されるべきである。

イ. a. 参議院議員選挙においては、二院制の下、地域代表の性質を有するという参議院の特殊性により、投票価値の平等の要請が後退するのもやむを得ない。

2 b. 参議院は、国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する義務を負っており、衆参両院の選挙制度は同質的とされるべきである。

ウ. a. 地方議会議員選挙においては、当該地方公共団体の住民が、選挙権行使の資格だけでなく、投票価値においても平等に取り扱われるべきである。

1 b. 憲法第14条第1項に定める法の下での平等は、選挙権に関しては、国民は全て政治的価値において平等であるべきとする徹底した平等化を志向するものである。